指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称: 枯木又指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧中條村】 枯木又棚田

範囲については、別添1のとおり。

- 2 指定棚田地域振興活動の目標
- (1)棚田等の保全
 - ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・令和 11 年度までに、枯木又棚田における作付面積の現状(20.6ha)を維持する。
 - ② 担い手の確保
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。
 - ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田における集落内の担い手への農地集積率を20%から30%に増加させる。
- (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ① 農産物の供給の促進
 - ・令和 11 年度までに、棚田米の直接販売量を 2.5t から 4.0t に増加させる。
 - ② 自然環境の保全・活用
 - ・令和 11 年度までに、枯木又棚田で環境保全型(特別栽培米)の農業を 30a 実施する。
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田における鳥獣害対策のための罠狩猟免許保有者を1人以上確保する。
 - ③ 良好な景観の形成
 - ・令和 11 年度までに、枯木又棚田の周辺に計 2 a の面積に クローバー、水仙、ヒガンバナ等を植栽する。
- ④ 伝統文化の継承
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田において昔から伝わる農村文化・技術の普及啓発を図る。
 - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和11年度までに、棚田オーナーの募集を開始する。
 - ・枯木又の棚田で農村交流体験イベントを年間3回開催し、年間50人の参加者を確保する。
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者を1人増加させる。
 - ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和11年度までに、枯木又棚田見学会を1回以上企画する。
 - ③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進
 - ・令和11年度までに、棚田米等を活用した新商品を1つ以上開発する。
- 3 計画期間

認定の月~令和12年3月

- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

- 1)棚田等の保全
 - ① 耕作放棄の防止・削減
 - ・枯木又棚田における作付面積の現状(20.6ha)を維持する。
 - ② 担い手の確保
 - ・枯木又棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。
 - ③ 生産性・付加価値の向上
 - ・枯木又棚田における集落内の認定農業者への農地集積率を20%から30%に増加させる。
- 2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ① 農産物の供給の促進
 - ・棚田米の直接販売量を 2.5t から 4.0t に増加させる。
 - ② 自然環境の保全・活用
 - ・枯木又棚田で環境保全型(特別栽培米)の農業を30a実施する。
 - ・枯木又棚田における鳥獣害対策のための罠狩猟免許保有者を1人以上確保する。
 - ③ 良好な景観の形成
 - ・枯木又棚田周辺に計2aの面積にクローバー、水仙、ヒガンバナ等を植栽する。
 - ④ 伝統文化の継承
 - ・枯木又棚田において昔から伝わる集落内の農村文化・技術の普及啓発を図る。
- 3)棚田を核とした棚田地域の振興
 - ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・棚田のきれいな水を活かして「農薬・化学肥料を使わないお米」や「自然栽培米の田んぼ」などの特徴あるお米作りを提供して、棚田オーナーを1組以上募集する。
 - ・枯木又棚田で農村交流体験イベントを年間3回開催し、年間50人の参加者を確保する。
 - ・枯木又棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者を1人増加させる。
 - ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・枯木又棚田めぐりを1回以上企画する。
 - ③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進
 - ・棚田米等を活用した新商品を1つ以上開発する。
- (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

枯木又指定棚田地域振興協議会は十日町市、農業者団体、地域住民、枯木又エコ・ミュージアムの会会 員、一般住民団体で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項